ニセコ町国民健康保険税条例(昭和56年条例第18号)新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| (課税額) | (課税額) |
| 第2条　(略) | 第2条　(略) |
| 2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。 | 2　前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。 |
| (国民健康保険の被保険者に係る資産割額) | (国民健康保険の被保険者に係る資産割額) |
| 第4条　第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額を課税標準としてこれに100分の43.2を乗じて算定する。 | 第4条　第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額を課税標準としてこれに100分の21.6を乗じて算定する。 |
| (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) | (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) |
| 第6条　第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。 | 第6条　第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。 |
| (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額) | (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額) |
| 第7条　第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額を課税標準としてこれに100分の10.6を乗じて算定する。 | 第7条　第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額を課税標準としてこれに100分の5.3 を乗じて算定する。 |
| (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均割割額) | (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) |
| 第7条の2　第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,600円とする。 | 第7条の2　第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について5,800円とする。 |
| (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) | (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) |
| 第9条　第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額を課税標準としてこれに100分の2.2を乗じて算定する。 | 第9条　第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額を課税標準としてこれに100分の1.1を乗じて算定する。 |
| (国民健康保険税の減額) | (国民健康保険税の減額) |
| 第23条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 | 第23条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 |
| (1)　（略） | (1)　（略） |
| (2)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) | (2)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) |
| (3)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) | (3)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) |